中小企業の事業承継:家族信託を通じた事業承継

I. はじめに

あなたは65歳、従業員100名の中小建設会社のオーナー社長です。

まだまだ元気ですが、そろそろ事業を後継者に承継させようと考えています。お子さんは長男(35歳)と長女(30歳)がいます。あなたとしては長男に会社を継いでもらいたいと思うのですが、あなたとしては不安もあります。長男は最近、大手の建設会社を辞めて、あなたの会社で働き始めたのですが、未だ経営を任せるに足る経験と実力が伴っていません。

また、あなたの保有する株式の時価も1億円程度で、株式を長男に生前贈与すると、贈与税が5000万円近く発生してしまいます。

なにか良い方法はないでしょうか。

あります。家族信託を用いて、株式の時価の低い時に長男に株式を承継させることが可能です。

そんなことをして、長女から文句はでないでしょうか。他に長女に承継させる資産があまりなければ長女も文句をいうでしょう。極端な場合には、長男に対して、遺留分侵害額の請求をしかねません。そのようなリスクがあると、長男が事業を承継しなくなるかもしれません。

難しい問題です。

相続問題や家族信託に詳しい弁護士に相談してみましょう。

II. 信託とは

今回利用しようとする家族信託は、法律用語ではありません。

家族間で資産(不動産、株式)などを信託的に譲渡する場合の俗な言い方です。ただ、信 託自体はれっきとした制度で、イギリスの封建時代に生まれた制度であるといわれていま す。当時のイギリスの封建社会では、不動産は長男だけが相続することになっていたので、兄弟間で実質的により自由に相続が可能になるよう編み出された制度です。

信託制度の沿革に照らし、信託制度は不便な社会制度を実質的に免れる便利な仕組みといえましょう。信託を使うことによってあなたの会社の事業承継が楽になります。

あなたが会社の100%オーナーであれば、あなたの会社の株式はあなただけが持っています。

ところで株式には大きく分けて二つの権利があります。自益権と共益権です。信託によって、あなたが持つ自益権と共益権を二つに分けて、長男に共益権だけを持たせることが可能になります。さらに、長男の共益権を、長男が独り立ちするまで、あなたが行使することもできるのです。魔法のような制度といえましょう。

とても大事ですので、詳しく説明します。

自益権とは、会社から経済的な利益を受ける権利です。

会社が動いているときの剰余金(利益)配当をもらう権利(会社法105条1項1号)と 会社を清算して債務を弁済した残余財産をもらう権利(会社法105条1項2号)が中心 になります。

共益権とは、会社を経営する権利で、株主総会における議決権(会社法105条1項3号)が中心になります。この自益権と共益権は株式の本質であって、会社の憲法と言われる定款をもってしても奪うことはできません(会社法105条2項)。

あなたが会社を長男に承継させるにあたっては、株式を長男に譲ることが必要です。さ もないと、長男はいつまでたっても会社を経営することができません。

しかし、株式を譲ると贈与税が発生します。

仮にあなたの会社の価値が1億円とすると、あなたが長男に株式をただであげると、贈与税が5000万円くらいもの贈与税がかかってしまいます。贈与税を下げるには、株価が下がるような手当をしなければなりませんが、そのタイミングを見計るのは難しく、とりわけ、あなたが認知症になってしまうと、株式を贈与することができなくなってしまいます。

さあ、信託の出番です。

III. 信託による自益権と共益権の分離

信託には、大事な要素があります。細かく言えば、次の通りです。

- 1 誰が(委託者)、
- 2 誰に(受託者)、
- 3 誰のために(受益者)、
- 4 何を(信託財産)、

預けるのか、という点です。

あなたの場合について、考えてみましょう。 鍵になるのは、自益権と共益権の分離です。

どうやって。

こうです。

あなたが委託者として、株式を信託財産として、長男に信託譲渡します。株主名簿上の株主も、あなたから長男に書き換えます(会社法130条1項)。こうすることによって、長男は会社の唯一の株主として、あなたの会社を経営することができます。

その上で、長男を受託者、あなたを受益者として、剰余金(利益配当)等の会社の経済的利益がこれまでどおり、あなたの手に入るように設定をするのです。こうしてあなたは自益権を手元に残し、長男に共益権(株主としての権利 – 自益権)を移転することができます。

これができるのが、信託(家族信託)の本当に良いところです。

民法や会社法は実質よりも形式を見ます。

あなたが長男に株式を信託譲渡することによって、民法上、会社法上の株式の所有権はあなたからあなたの長男に移転します。結果として、会社との関係では、あなたの長男が唯一の株主になります。しかし、株主としての経済的利益は、あなたの手元に残ります。

しかし、税法上は、株式の移転の有無を、会社の経済的利益の移転の有無をもって判断 します。税法上は、あなたから長男に株式は移転していません。株式を長男に生前に信託 しただけでは、税法上の贈与があったとはみなされず、生前贈与に関する相続税もかから ないのです(相続税法9条1項)。

結果として、あなたの長男は贈与税を支払うことなく、あなたの会社の唯一の株主として、会社を経営することが可能になります。

このような魔法のようなことができるのが、家族信託のとても良いところです。

IV. 指図権の利用

家族信託の良いところはまだあります。

委託者から受託者への指図権を作り出すこともできるのです。株式を譲渡すれば、株式の 譲渡人は譲受人に対して、譲渡した株式の使い方について何も言うことはできなくなりま す。所有権が移転すれば、所有者は自分の所有物についてどのような処分も可能です。

しかし、信託の場合、対価を受け取って、信託財産を受託者に移転したわけではありません。受託者を信頼して、信託財産を預けたのです。その代わり、預けるにあたって、信託財産の使用方法について、いろいろな注文をつけることができるのです。

これを委託者の受託者に対する指図権といいます。

あなたはこの指図権を行使して、長男に代わって、株主総会を支配することが可能となります。長男を通じて、会社の代表取締役ないし社長である長男の会社経営をコントロールすることができるのです。

この指図権を有効に行使することによって、あなたは長男が会社の経営に相応しく成長 されるまで、会社を経営しながら、長男を見守ることができるのです。長男が信頼に値す ると思われた時点で、指図権の行使を中止すればよいのです。

もちろん、あなたが認知症などを患うなど、健康を害したときには、あなたは指図権を 行使することができなくなります。あなたが亡くなった時には、指図権も喪失します。 と、同時に受益権者もあなたから長男にすれば、その時点で、長男は名実ともに、会社の オーナーになります。

事業承継はこの時点で完了します。

V. 相続対策

ただ、以上の結果は、相続税対策上は問題があります。

税法は、実質に即し、株式の経済的価値を受け取ることができる受益権が移転した時点で、あなたから長男に信託財産である株式の生前贈与(民法 549 条)または遺贈(民法 964条)があったとみて、多額の贈与税(相続税)がかかります(相続税法 9条 2 項)。それを避けるために、株価の低い時点で、受益権をあなたから長男に移転することが考えられます。

この時点で、税務上は株式の生前贈与があったことになりますが、会社の業績が悪く、 会社が債務超過であれば、贈与税(相続税)の支払いを免れることも可能です。

その後、あなたが亡くなり、その時点で会社の業績が好転し、株式の価値が高額(2億円)になっていたとしても、あなたの長男は相続税の支払いを免れます。もちろん、それはあなたの長男の経営努力の結果ともいえましょう。

信託を用いることによって、相続税対策にもなるのです。

ただ、あなたの長女の方はきっと不満でしょう。特に、他にあなたに遺産がない場合は、長男の方に対して、遺留分の侵害額を請求してくるかもしれません。

VI. 遺留分対策

上記のように、家族信託を使って、あなたと長男の間で事業をうまく承継しても、あなたの長女にひっくり返されてしまう可能性があります。あなたの長女には、少なくともあなたの遺産の4分の1を受け取る権利を有するからです。

これを遺留分といいます(民法1046条1項)。

あなたの遺産には、あなたの会社の株式も含まれますので、あなたの会社の株式の4分の1を長女の方が受け取る権利があるのです(民法1042条1項2号、2項、900条1項1号、4号本文、1043条1項)。

あなたが亡くなったときに、長男があなたの会社の株式を信託譲渡されているだけではなく、受益権まで全て取得していたとします。そして、その会社の株式の時価が2億円だとします。さらに、他にあなたにはめぼしい資産がなかったとします。

長男がいかに家業を承継し、家業の発展に努力していたとしても、長男が2億円の価値のある株式をただでもらい、長女があなたから何ももらわないのでは、我慢できないでしょう。あなたと長男がつるんで長男がこっそりあなたの唯一の遺産である会社の株式を取得したとして、株式の時価の4分の1の5000万円を長男に請求するかもしれません。

最近、遺留分制度を潜脱する目的で信託制度が利用された場合には、信託は公序良俗に 反し無効である(民法90条)と判断する判決例(平成30年9月13日東京地裁判決) が現れています。

長女はきっとこの判例を使って、遺留分侵害額を請求してくることでしょう。ただ、本件とはかなり事案も異なるようです。株式の評価や、株式の価値の増加についての長男の貢献度など色々な議論も可能でしょう。そもそも長男が受益権を取得した時点で株式の時価は0円だったのです。

腕の良い弁護士なら、長男を守ってくれることでしょう。でも、もっと腕のいい弁護士なら、長女の遺留分侵害請求を防ぐような家族信託契約(その他に遺言書や任意後見契約も併せて)作成してくれるかもしれません。

たとえば長女の遺留分を考慮して、受益権を長男と長女に4分の3と4分の1の割合で 譲渡する家族信託が考えられます。税法上はこの時点で、あなたから長男、長女に生前贈 与があったとみなされて、長男、長女に贈与税(相続税)がかかりますが、この点はやむ を得ません。なるべくあなたの会社の株式の株価の低い時点で受益権の移転を行うしかあ りません。

受益権が4分の1移転することによって、株式の経済的価値は移転し、剰余金の配当の4分の1は長女に渡さなければなりません。しかし、あなたが受益権を譲渡するに際し、あなたの指図権も消滅させてしまえば、長男による会社の経営を阻害する人はいなくなります。長女も、そのような会社の受益権だけを持っていても仕方がないとして、株式の時価の4分の1以下で、長男に受益権を譲渡するかもしれません。

以上のように、家族信託契約を工夫することによって、遺留分の問題を回避して、あなたから長男に無事事業承継を行うことが可能となります。

VII. 最後に

以上に述べたように、あなたの会社の事業の承継は、法律や税務、とりわけ、相続税や 遺留分が関連すると難しいところがあります。

しかし、あなたは幸いにもあなたの会社を承継してくれる長男がいらっしゃいます。い ろいろな工夫をして、円滑にあなたの会社の事業が、あなたの長男に承継できるようにす べきでしょう。さもないと、長男もあなたの会社を承継してくれなくなってしまいます。

家族信託を利用しましょう。

会社の株式を自益権と共益権に分けて、共益権を長男に信託しましょう。

これによって会社の経営権を長男に移転することが可能になります。

すぐに会社の経営権を長男に託すことが心配であれば、しばらくは指図権を行使して、 自ら会社を経営しながら、長男の成長を待ちましょう。

相続税対策も問題ですが、株価の低い時に受益権を長男に譲渡することで、長男の相続 税を軽減しましょう。

長女の遺留分はもっとも難しい問題ですが、受益権の4分の1を生前贈与することによって、長男にあまり迷惑をかけることなく、事業の承継が可能になります。

あなたやあなたの長男の思いに適う家族信託の設定は可能です。

ご不明な点があれば、家族信託に精通した弁護士に相談しましょう。ちなみに、下記の 者は家族信託に精通する数少ない弁護士の一人です。

 $\mp 154 - 0004$

東京都世田谷区太子堂4丁目18番12号

ラポール原口2階

電話: 03-6205-4404

FAX: 03-6205-4405

e-mail: kharaguchi@haraguchi-law.com

原口総合法律事務所

所長 弁護士 原口薫

以 上